

平成廿四年八月廿六日

研究資料

第九号

Version 0.3

須佐卿古史研究会

東京部会

序文

今回は「牛庵様御時代覚書」を読んで見ましよう。

この文書は文末に書かれているように益田虎之助(第二三代益田兼長)が幼少の頃、その教育の為に小国平左衛門が益田家の故事を書き調べたものです。兼長は六才で延宝元年(1683)十一月廿三日家督、延宝八年三月廿五日十四才で早世しています。文書の表紙には小国彦兵衛録と書かれています。平左衛門と彦兵衛が同一人物なのか、それとも別人で、平左衛門が書き遺したものを後年彦兵衛が書き写したものは判りません。

この文書には関ヶ原の戦い前後の益田家中興の祖、益田元祥の事績が記録されています。萩藩関閣録(山口県文書館蔵)や益田家文書(東大史料編纂所蔵)の文書が原典ではないかと思われませんが、「益田市誌」「須佐町誌」「中世益田氏の遺跡」「防長風土注進案」など色々な出版物に引用されています。益田氏や益田市、須佐などの歴史を学ぶ場合には必読の文章です。

私達が入手した文書は萩博物館所蔵の小国家文書の一つで、今

回増野様のご尽力で博物館から画像データを入手しました。その画像を尾木様が美しいデータに補正されましたので、私達の月例会教材として取り上げることになりました。私達の研究内容が平素は益田氏が須佐に移住した後の歴史に偏り勝ちなので、益田時代の歴史を改めて勉強する機会が出来たことは意義深い事だと思えます。

この文書の読解文は上述のように各種の出版物に引用されていますが、残念ながら大変誤読が多いように思います。しかし、「須佐町誌」の文章はしっかりと読解されています。本資料と見比べながら読んで下さい。

以上・栗山



目次



◇ 「序文」

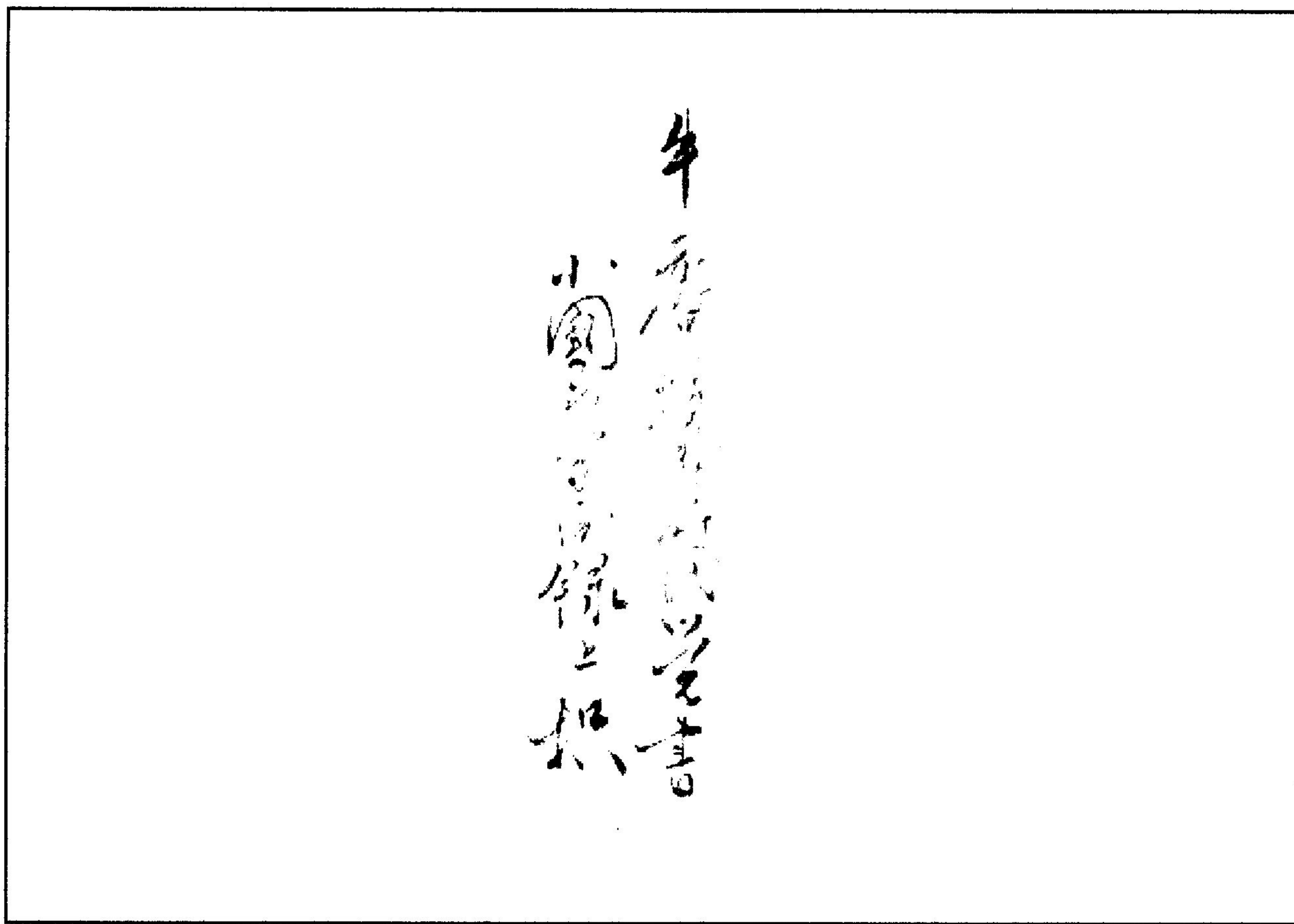
.....頁

◇ 「牛庵様御時代覚書」

.....1頁

◇ 「補注」

.....33頁



牛庵様御時代覚書
小國彦兵衛録 上控

*1 牛庵様=益田家第20代、益田元祥（もとよし）。寛永17年（1640）9月22日卒。83才。次郎、右衛門佐、玄蕃頭、從五位、又兵衛、牛庵入道。法名桃林院前鴻臚全牛紹箇大居士。室、吉川元春女。法名芳春院花屋宗栄。

全曰辨棟元祥棟新時代御領知事
 其外諸事聞傳覚書
 一 益田七尾大手御門(ほどつき)より諸境目江程付
 東ハ安藝境ヨリ石見之内(道川)三地川注3迄 此間
 拾壹里八町
 西ハ下黒谷注4・丸尾注5要害迄 此間
 五里貳町
 南ハ安藝境石見之内(みかずら)三葛注6迄 此間

全鼎様注1元祥様御時代御領知之事
 其外諸事聞傳覚書

一 益田七尾注2大手御門より諸境目江程付(ほどつき)
 東ハ安藝境ヨリ石見之内(道川)三地川注3迄 此間
 拾壹里八町
 西ハ下黒谷注4・丸尾注5要害迄 此間
 五里貳町
 南ハ安藝境石見之内(みかずら)三葛注6迄 此間

(白紙)

*1 全鼎様=益田家第19代益田藤兼。慶長元年12月1日卒。68才。次郎、治部少輔、右衛門佐、越中入道、全鼎入道、從四位下、侍從。法名「大蓋全鼎土居士」は正親町天皇から勅号を以て授かったもの(益田市誌上 P678)
 *2 益田七尾=益田氏本城「七尾城」のこと。益田地区上本郷。巻末補注図1参照。
 *3 三地川=匹見町道川。匹見峡付近の地名。
 *4 下黒谷=山口県との県境土床を越えて島根県に入った所にある要衝の地。益田市柏原町。黒谷横山城(益田市史跡文化財)がある。
 *5 丸尾=不明。丸嶽城の事か。(益田市誌79頁)。或いは丸毛(丸茂)か(阿武郡志 P59)。但し、丸茂は西ではない。
 *6 三葛=(みかずら)匹見町三葛。文安三年益田・吉見の合戦があった場所。(益田市誌上 P541 参照)

拾壹里拾貳町
 北八周布川限
 此間九里三町
 東西拾六里拾町
 南北貳拾里拾五町
 右石州御領地之分
 長門阿武郡上田万一圓御手二入
 鹿ヶ嶽要害 都野豊前
 同下田万一圓御手二入
 鰐防⁹之要害 大谷与三左衛門
 三原犬伏¹⁰之要害 小原東藏人
 但山下少々御領地にて須佐之水海
 掛ノ城¹¹二寺戸大学被置候付而傳枝城之様二相聞
 へ候
 須佐之水海掛ノ城 寺戸大學
 三嶋¹²注二圓二御手二入 山田五郎兵衛
 右者町野掃部助様¹³御実名隆風御死後

拾壹里拾貳町
 北八周布川⁷限リ
 此間九里三町
 東西拾六里拾町
 南北貳¹⁰拾里拾五町
 右石州御領地之分
 長門阿武郡上田万一圓御手二入
 鹿ヶ嶽⁸要害 都野豊前
 同下田万一圓御手二入
 鰐防⁹之要害 大谷与三左衛門
 三原犬伏¹⁰之要害 小原東藏人
 但 山下少々御領地にて須佐之水海
 掛ノ城¹¹二寺戸大学被置候付而傳枝城之様二相聞
 へ候
 須佐之水海掛ノ城 寺戸大學
 三嶋¹²注二圓二御手二入 山田五郎兵衛
 右者町野掃部助様¹³御実名隆風御死後

*7 周布川=那賀郡三隅町の東、浜田市の西。両者の中間を日本海へ流れる川。
 *8 鹿ヶ嶽=田万川町中小川字友信にある。標高 287m。(田万川町史 231 頁、278 頁参照)
 *9 鰐防=下田万字市味にある。鰐坊。標高 124.4m。(田万川町史 255 頁、281 頁参照)
 *10 犬伏=帆柱原田家住宅の裏山を 30 分ばかり上った場所にある。(「温故」第七号参照)
 *11 掛ノ城=JR 須佐駅背後の山(標高 80M)。(「温故」第七号参照)
 *12 三嶋=見島のことか。
 *13 町野掃部助=大内氏の武将。後に小川平山城(星ノ城、要害嶽城ともいう)城主。室は益田藤兼の妹。(田万川町史 253 頁参照)

厚東彈正・宅野右京以調略^{注1}惣圖樣^{注2}
 弥留星之城^{注3}御退去之時分 山田五郎兵衛 證
 人山田善十郎ヲ益田江召連 夫ヨリ益田
 御領となる
 萩川嶋など茂石見ヨリ之御領と承候 椿川嶋
 御領地に被成候段者古老共申傳候へ共 石見より
 押之者共被置候段ハ 睨^{しか}と不承候 委敷^{あかし}俱者
 御書物之内に可有御座と存候事

右ハ長州御領之分
 御城山に被為置候者^{注4}

一 御城山の山の長者者 益田彦右衛門
 益田形部
 益田伊豆
 宅野筑前
 小原豊前
 小原日向
 大谷大炊助

一 萩川嶋など茂石見ヨリ之御領と承候 椿川嶋
 御領地に被成候段者古老共申傳候へ共 石見より
 押之者共被置候段ハ 睨^{しか}と不承候 委敷^{あかし}俱者
 御書物之内に可有御座と存候事

一 右ハ長州御領之分
 御城山に被為置候者^{注4}

益田 彦右衛門
 益田 形部
 益田 伊豆
 宅野 筑前
 小原 豊前
 小原 日向
 大谷 大炊助

*1 調略=第1説>吉見正頼が陶・大内の軍勢と戦った時、武将町野掃部助隆風も平山城を攻めた。天文22年(1553)春吉見勢が守る平山城は堅固にして仲々落ちず。そのうち年末となったのでお互いに年越しのお祝いをいたそうという相手側の申入を容れ、防備の手を緩めたところ、正月元旦早朝にこの城の搦手、弥富村の城ヶ谷、河内方面から不意打ちを受け、遂に落城したと言う里説あり。しかし、弘治2年(1556)吉見氏の返り討ちに遭った。(田万川町史219頁、239頁、269頁) <第2説>益田市誌は二人が敵の調略で失脚した時…と解釈している。 <第3説>厚東、宅野の二人が調略で二人の山田を益田へ連れて行ったという意味。

*2 惣圖樣=町野掃部助隆風室(益田藤兼の妹)のこと。法名総円寺月孤。 4

*3 弥留星之城=平山星ノ城のこと。田万川町上小川西分と須佐町弥富上との境にある。標高433.4M。

*4 御城山に被為置候者=天正17年(1589)、益田藤兼が三隅大寺(龍雲寺)へ移った後の七尾城留守役。(益田市誌632

仁保二郎兵衛
 窪田伊賀
 品川二郎右衛門
 糸賀右近大夫

右之外長州瑞雲山大寧寺注5拾五世関翁
 和尚江全鼎様佛法御契約別而御入魂被遊
 山門を御鼎建注6被成 大津郡之内日置にて式百
 七拾石御買地被成 大寧寺領二被加御自分様
 御逆塔注7を御立させ 山門之向大道端に御庵室
 被立 是を大蓋軒ト号被置候注8 其後関翁
 之後住 安叟和尚を全鼎様御養子分二被成
 大寧寺山主二被為成 関翁和尚ハ只今之大
 蓋軒に暫時休足之時分 同郡之内日置之
 黒田注9にて拾六石又御買地被成候て 是ハ大蓋
 軒之領二被付置候 都合式百八拾六石大寧寺領也
 天文八年全鼎様御歳御拾壹二而 義藤注10

仁保 二郎兵衛
 窪田 伊賀
 品川 二郎右衛門
 糸賀 右近大夫

右之外長州瑞雲山大寧寺注5拾五世関翁
 和尚江全鼎様佛法御契約 別而御入魂被遊
 山門を御鼎建注6被成 大津郡之内日置にて式百
 七拾石御買地被成 大寧寺領二被加御自分様
 御逆塔注7を御立させ 山門之向大道端に御庵室
 を被立 是を大蓋軒ト号被置候注8 其後関翁
 之後住 安叟和尚を全鼎様御養子分二被成
 大寧寺山主二被為成 関翁和尚ハ只今之大
 蓋軒に暫時休足之時分 同郡之内日置之
 黒田注9にて拾六石又御買地被成候て 是ハ大蓋
 軒之領二被付置候 都合式百八拾六石大寧寺領也
 天文八年全鼎様御歳御拾壹二而 義藤注10

*5 大寧寺=曹洞宗瑞雲萬歳山大寧護国寺。山口県長門市深川湯本1074。応永17年(1410)大内家の支族鷲頭(わしのうず)弘忠公が、石屋真梁(せきおくしんりょう)禪師を開山として迎え開創した。かつては全国に六百数十ヶ寺に及ぶ末寺をもつ僧録(そうろく)寺として栄えた。大内義隆、上杉憲実の終焉の地。

*6 鼎建=天子が建立する意か。 *7 逆塔=意味不明。

*8 大蓋軒ト号被置候=これが須佐大蓋寺の始まりである(須佐町誌842頁)。

*8 日置黒田=「山口県地名明細書」の日置の項には黒田という地名は見当たらない。

5 *9 義藤=第12代将軍、足利義輝のこと。天文15年(1546年)12月、義輝は11歳にして、父から将軍職を譲られる。将軍就任式は亡命先の近江坂本の日吉神社(現日吉大社)で行われ、六角定頼を烏帽子親として元服し、義藤と名乗った。

公方様御字は信清とて同曆十二年御換
 築三全屋様御家督御相續弘治元年御
 歳貳拾壹二而三隅鐘之尾之城注²御付詰永禄元年
 御歳三十五二而元就様江御隨身被成候 御家督
 御間三十七年御城山瀧尾注³之南 大手之曲輪二
 一ヶ年及御隠居 其間二山路之御普請成就仕
 彼地御引取拾年及御座候て 天正十七年二三隅
 大寺注⁴江御引越七八年御座被成 慶長元年極月
 朔日御歳六拾八二而御逝去被成候事
 一天正八年元祥様御家督御相續之事
 一て正拾年吉田注⁵より里為上使吉川十郎左衛門殿注⁶
 被差下元祥様御知行高御尋二付 代々六万石と
 申来候 定而左様可有御座と被仰上候事
 一天正拾壹年御家中江元祥様被仰渡候者
 皆々持懸リ之私領石高付出可申候 就御下城
 三宅江御土居注⁷構可被仰付と思召候 然時者普請

公方様ヨリ御字被仰請候て 同曆十三年御拾六
 歳二而全屋様注¹ヨリ御家督御相續 弘治元年御
 歳貳拾壹二而三隅鐘之尾之城注²御付詰 永禄元年
 御歳三十五二而元就様江御隨身被成候 御家督
 御間三十七年御城山瀧尾注³之南 大手之曲輪二
 一ヶ年及御隠居 其間二山路之御普請成就仕
 彼地御引取拾年及御座候て 天正十七年二三隅
 大寺注⁴江御引越七八年御座被成 慶長元年極月
 朔日御歳六拾八二而御逝去被成候事
 一天正八年元祥様御家督御相續之事
 一天正拾年吉田注⁵より里為上使吉川十郎左衛門殿注⁶
 被差下元祥様御知行高御尋二付 代々六万石と
 申来候 定而左様可有御座と被仰上候事
 一天正拾壹年御家中江元祥様被仰渡候者
 皆々持懸リ之私領石高付出可申候 就御下城
 三宅江御土居注⁷構可被仰付と思召候 然時者普請

*1 全屋様=益田藤兼の父、益田尹兼（ただかね）。法名桂香院全屋。永禄八年九月三日卒。
 *2 三隅鐘之尾之城=浜田市三隅町古市場古湊の針藻城のこと。弘安の役（1281）以後、三隅城主3代の三隅兼盛が鎌倉幕府の命令により、蒙古再来の防備のために築城したもの。石見地方に築かれた18砦のひとつ。弘治三年城主三隅兼忠が尼子に加勢したため、藤兼が攻め落した。
 *3 御城山瀧尾=藤兼は毛利の攻撃に備え自城七尾城の瀧尾に当たる一の手口、二の手口の曲輪を修理し、堀を深くして矢倉を新設し、山道を普請した。特に南ノ尾を切り開き、城内の祇園社を益田大谷へ移し、出丸を新設した。隠居後最初南大手の曲輪単丁庵に三ヶ年住み、後三隅龍雲寺へ移った。
 *4 三隅大寺=龍雲寺。藤兼が弘治3年（1558）三隅高城を築城中に逗留した寺。後此处へ隠居し終の棲家となった。
 *5 吉田=藝州吉田。毛利元就の本拠地。

史大分可被為人候条石割二出人御讚談注⁸被為候
 行高申上候辻八御控させ被為置候事
 一天正拾貳年三宅御土居東西江壹百間南
 北江貳百間地取被仰付候南ヨリ西北江懸大堀
 高土手逆茂木御振せ東八則三宅川を
 大手二被当辰巳江当り大手之大門立御表
 門八西之方二立申候大手之御門之跡に今田
 其江之道に成有之候御殿結構二立御家数⁶
 多出来元祥様御年数拾七年間八御在宅⁷
 被遊御国替已後御家悉銀山大森江竹村⁹
 丹後殿注⁹御引せ天正拾年撰州山崎合戦注¹⁰已後
 者諸所之城・要害等至迄太閣様御置せ
 御平屋形に相成右之御普請奉行を増野
 甲斐・宅野不休江被仰付候事
 天正拾三年吉田ヨリ御当地江者国司雅樂殿

夫大分可被為人候条石割二出人御讚談注⁸被為候
 間書付を以可申出之旨被仰渡候各持懸り之知
 行高申上候辻八御控させ被為置候事
 一天正拾貳年三宅御土居東西江壹百間南
 北江貳百間地取被仰付候南ヨリ西北江懸大堀
 高土手逆茂木御振せ東八則三宅川を
 大手二被当辰巳江当り大手之大門立御表
 門八西之方二立申候大手之御門之跡に今田
 其江之道に成有之候御殿結構二立御家数⁶
 多出来元祥様御年数拾七年間八御在宅⁷
 被遊御国替已後御家悉銀山大森江竹村⁹
 丹後殿注⁹御引せ天正拾年撰州山崎合戦注¹⁰已後
 者諸所之城・要害等至迄太閣様御置せ
 御平屋形に相成右之御普請奉行を増野
 甲斐・宅野不休江被仰付候事
 天正拾三年吉田ヨリ御当地江者国司雅樂殿

*6 吉川十郎左衛門=不明。
 *7 三宅御土居=益田市三宅藤ノ森の益田居館。応安元年（正平23年、1368）3月16日夜、益田兼見の代に大谷土居の益田氏邸宅が失火焼亡したので、此処へ移転したのではないかとされている（益田市誌440頁）。三宅は「屯倉」（みやけ）が語源で御宅、御家で官家の意。現在遺跡の大部分は泉光寺境内となっている。
 *8 讚談=「讚」は諸侯に士が進見する義。自分の意見を説き進める。
 *9 竹村丹後殿=三宅土居居館は慶長7年当時本邸と土蔵が残っていたが、寛永年間に解体され、大森銀山奉行竹村丹後守の邸として運搬された。（巻末補注図2参照）
 *10 山崎合戦=天正10年（1582年）6月2日の本能寺の変で備中高松城から引き返してきた羽柴秀吉軍が、6月13日撰津と山城の國境、山崎で織田信長を討った明智光秀の軍勢と激突した戦い。

掉頭二而檢地被仰付候処 七万八千石余に相成候内
六万石者愈以御領地と相成 残壹万八千石ハ
被召上候 所柄黒谷・青原注1・川べり注2・内田注3・
梅築注4・
市原注5 長門二而八田万 夫ヨリ道筋を下リ須佐
之水海掛之城・山下うなきの淵注6を切 御持
懸一圓二被差上候 其節須佐本郷・田万八隆景
様注7從三原注8御所望被仰付候 畠方八犬野嶋義清注9
江之御配知にて 勿論三嶋・川嶋迄茂被差上候事
一 天正拾五年増野甲斐・宅野不休江御領中
不殘御内檢被仰付 新石を以分限帳御整させ被置
天正拾九年之秋迄持懸リ之各所務被仰付 同
年之暮所替被仰付 文祿元年高麗一番渡注10
之秋ヨリ新御帳面之所務新地二而被仰付候 此御内
檢之石辻者如何程二而茂候哉 各承留無御座候
御書物之内二委敷儀者可有御座様二奉存候
勿論十ツ成石二而御座候事

掉頭二而檢地被仰付候処 七万八千石余に相成候内
六万石者愈以御領地と相成 残壹万八千石ハ
被召上候 所柄黒谷・青原注1・川べり注2・内田注3・
梅築注4・
市原注5 長門二而八田万 夫ヨリ道筋を下リ須佐
之水海掛之城・山下うなきの淵注6を切 御持
懸一圓二被差上候 其節須佐本郷・田万八隆景
様注7從三原注8御所望被仰付候 畠方八犬野嶋義清注9
江之御配知にて 勿論三嶋・川嶋迄茂被差上候事
一 天正拾五年増野甲斐・宅野不休江御領中
不殘御内檢被仰付 新石を以分限帳御整させ被置
天正拾九年之秋迄持懸リ之各所務被仰付 同
年之暮所替被仰付 文祿元年高麗一番渡注10
之秋ヨリ新御帳面之所務新地二而被仰付候 此御内
檢之石辻者如何程二而茂候哉 各承留無御座候
御書物之内二委敷儀者可有御座様二奉存候
勿論十ツ成石二而御座候事

毛利隆元の側近。1537年大内家の人質・毛利隆元の供衆として山口滞在。1569年「九州侵攻」に裁判奉行。1570年から防長の段銭奉行。1571年主君・毛利元就の死去。1571年長門日山城の普請奉行。1583年大内義隆33周忌の奉行。息に国司元信。

*1 青原=津和野町富田の地名。 *2 川べり=川縁郷又は河縁郷で豊田、安富、横田、大竹、三つ星を含む。(益田市誌727頁) *3 内田=益田市内田町。 *4 梅築=(梅月)益田市梅月町。 *5 市原=益田市横田町市原。 *6 山下うなきの淵=山下は下三原の小名。うなきの淵不明。 *7 隆景様=小早川隆景。
*8 三原=須佐の地名。後原、長者原、黒段地か原と3ヶ所あるので「三原」と申し伝えた(須佐町誌107頁)
*9 犬野嶋義清=不明。「益田市誌」P730では「大野島義清」。

一慶長三年完道五郎兵衛様御実名正慶下
 申候御知行六千石之内千石御賣被成候二付佐世殿注¹²
 被仰候者 迎茂御賣被成候ハ、御間柄と申益田殿江
 御賣候様二と被仰 元祥様御買被成候 所柄ハ長門
 阿武郡之内下小川 千石に少不足仕候付 上小川
 之内露ノ原¹³被引加 佐世殿御買せ被成候 石見・長門
 之御知行 合六萬千石也
 慶長三年之暮ヨリ翌年中 増野藤右衛門・宅野
 不休江御内檢被仰付候處二石州之六萬石ハ七萬九千
 石余ニ相成 長州之千石者少々御買添なと茂
 有之千六百石およびに相成 石長合八万六百
 石及に相成 石・長算用調上候 慶長五年之
 夏 増野藤右衛門・宅野不休大坂罷登 元祥様
 木津之御屋敷¹⁴二被成御座 於彼地御上覽ニて御家
 頼之者共江はし¹⁵御加増なと茂被遣¹⁶ 御下仕
 組之時分 関ヶ原事¹⁵出来仕候 伏見落去¹⁶迄ハ

*10 高麗一番渡=文禄の役の時、毛利輝元は7番目に出征し、吉川広家が先陣を務めた文禄元年(1592)4月18日釜山に上陸した。益田元祥の軍は廣家の軍に加わった。
 *11 完道五郎兵衛様=宍戸政慶。八郎、左近允、刑部少輔、五郎兵衛尉。慶長13年7月14日卒。室は益田藤兼の女(実は益田尹兼三女)。
 *12 佐世殿=萩藩士佐世宗孚元嘉(1545~元和5年1619)。与三左衛門、石見守、長門守。毛利輝元の家老。
 *13 露ノ原=上小川に露ノ原の地名なし。上小川東分の「霞」又は中小川の「霞ノ原」ならん。須佐町誌は「霞ノ原」(843頁)。
 *14 木津之御屋敷=大坂木津屋敷のこと。現大阪府中央区上本町6丁目辺りと推定される(もりのしげり P195)
 *15 関ヶ原=慶長5年(1600)の関ヶ原の戦い。

不休御供仕候へ共 廣嶋注1之御子様方無御心元被
 思召候間 不休急度罷下 何江成共御子様方御
 供仕 善二茂悪二茂遂其節候様二と被成御意候事
 慶長五年石田治部少輔乱注2御出張之事
 御人数雑兵 千八百式拾三人
 内 御本役注3 千五百三拾人
 御分通注4 式百九拾三人
 御馬 百式拾疋
 但小荷駄共
 内 御本役 五拾壹疋
 御分通 六拾九匹
 御昇 式拾七本
 朱ノ丸四半ノ御馬印 壹本
 寺戸弥六左衛門持之
 久ノ文字御旗注5 壹本
 白口大明神注6御旗 壹本

不休御供仕候へ共 廣嶋注1之御子様方無御心元被
 思召候間 不休急度罷下 何江成共御子様方御
 供仕 善二茂悪二茂遂其節候様二と被成御意候事
 慶長五年石田治部少輔乱注2御出張之事

御人数雑兵 千八百式拾三人
 内 御本役注3 千五百三拾人
 御分通注4 式百九拾三人

御馬 百式拾疋

但小荷駄共

内 御本役 五拾壹疋

御分通 六拾九匹

御昇 式拾七本

朱ノ丸四半ノ御馬印 壹本

寺戸弥六左衛門持之

久ノ文字御旗注5 壹本

白口大明神注6御旗 壹本

*1 廣嶋=関ヶ原の戦い以前、毛利藩の本拠は廣嶋城であった。

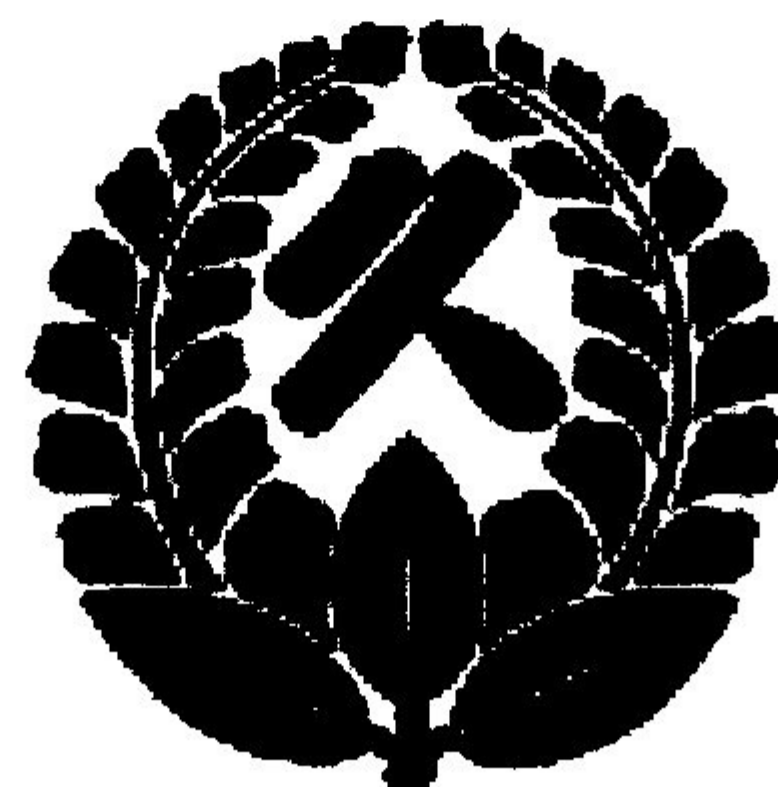
*2 石田治部少輔乱=関ヶ原の戦い。

*3 本役=本来の役⇔加役。ここでは「本隊」の意味か。

*4 分通=「加勢」の事か。

*5 久ノ文字御旗=右図の益田家家紋は益田氏の旗印であった。(益田市誌 704 頁)

*6 白口大明神=益田氏は武門の神として白口大明神を崇敬し、その加護を祈念して旗印の外に白口大明神の旗1本を押し立てていた。同社は御神本國兼を祀っている。現在は上府八幡宮の末社。安国寺裏の東端白口の地に奉斎されている。



御鉄炮二百挺
御弓五拾張
御鎗百本
武者奉行 増野藤右衛門
其外御役人不詳候御書物之内二可有
石田治部少輔乱之時輝元様為御心添河内
様注⁷八大坂御城西ノ丸に被為置候伊勢之穴^{阿濃津}ノ津
之城^{注8}被責候時分從河内様為御使豊田弥市郎被差
越候津ノ城落去^{注9}翌日参着候元祥様御對面二而
早々
罷歸河内様御供仕候様二と御意被成候早速被差下候
頓^{ゆがて}而西ノ御勢不勝之由大坂江御注進^{注10}二輝元様西
之丸ヨリ木津御屋敷江御下被成^{注10}河内様者西ノ丸
御番として被残置候處はや東國之衆西ノ丸
江入被申候付^{ついで}而河内様者御城御渡候て御出被成候
御荷物など何茂不残差出候而豊田弥市郎方ハ

一石田治部少輔乱之時輝元様為御心添河内
様注⁷八大坂御城西ノ丸に被為置候伊勢之穴^{阿濃津}ノ津
之城^{注8}被責候時分從河内様為御使豊田弥市郎被差
越候津ノ城落去^{注9}翌日参着候元祥様御對面二而
早々
罷歸河内様御供仕候様二と御意被成候早速被差下候
頓^{ゆがて}而西ノ御勢不勝之由大坂江御注進^{注10}二輝元様西
之丸ヨリ木津御屋敷江御下被成^{注10}河内様者西ノ丸
御番として被残置候處はや東國之衆西ノ丸
江入被申候付^{ついで}而河内様者御城御渡候て御出被成候
御荷物など何茂不残差出候而豊田弥市郎方ハ

*7 河内様=益田元祥の次男、景祥（七内、修理亮、河内守、從五位下）。初筑前國大宮司宗像左衛門氏貞養子となる。武器あるに依り元祥乞歸後隆景卿に奉仕す。防長移住の時、防州右田城山下に於て式千五百石を預けらる。其後長州江崎へ移る。寛永7年7月13日山口で卒。56才。
*8 穴ノ津之城=阿濃津城。関ヶ原の戦いで西軍の盟主に推された毛利輝元は慶長5年7月16日大坂に到着、濃尾に兵を進めんとした。しかし伏見で鳥居元忠が防戦したので、戦場が大垣付近に移った。益田元祥は輝元の命により、瀬田の渡しを切断し、次いで伊勢で毛利秀元、吉川広家、長束正家らと合体して阿濃津城を攻略した。
11 *9 津ノ城落去 = 不明。
*10 木津御屋敷江御下被成 = 毛利輝元は関ヶ原敗戦の後、徳川家康に恭順の意を表すために、大阪城西ノ丸を出て、木津屋敷に謹慎していた。慶長6年春、藤ノ杜の金森出雲守邸を借り移転した。（もりのしげり）

一 大谷権左衛門廣嶋為御留守居被為置 御用之辻
承候 為外間注2堀市郎右衛門 御始末方注3高德屋注4吉右衛門
被置候所二 関ヶ原事指発り候てハ 只様石見ヨリハ
御人数被召上候付 栗山三郎右衛門事宗栄様注5廣嶋一
御差留置被成候 然共上方之御出来 委敷不相聞
無御心元被思召 元祥様御様躰可被聞召と候て
栗山三郎右衛門儀は廣嶋より上方江被為差上候事
宅野不休事廣嶋江早々罷下 宗栄様御供仕

一 大谷権左衛門廣嶋為御留守居被為置 御用之辻
承候 為外間注2堀市郎右衛門 御始末方注3高德屋注4吉右衛門
被置候所二 関ヶ原事指発り候てハ 只様石見ヨリハ
御人数被召上候付 栗山三郎右衛門事宗栄様注5廣嶋一
御差留置被成候 然共上方之御出来 委敷不相聞
無御心元被思召 元祥様御様躰可被聞召と候て
栗山三郎右衛門儀は廣嶋より上方江被為差上候事
宅野不休事廣嶋江早々罷下 宗栄様御供仕

一 大谷権左衛門廣嶋為御留守居被為置 御用之辻
承候 為外間注2堀市郎右衛門 御始末方注3高德屋注4吉右衛門
被置候所二 関ヶ原事指発り候てハ 只様石見ヨリハ
御人数被召上候付 栗山三郎右衛門事宗栄様注5廣嶋一
御差留置被成候 然共上方之御出来 委敷不相聞
無御心元被思召 元祥様御様躰可被聞召と候て
栗山三郎右衛門儀は廣嶋より上方江被為差上候事
宅野不休事廣嶋江早々罷下 宗栄様御供仕

罷出候様二と河内様被仰付 其分二候所二弥市郎罷
出候節ハ御門なども些六ヶ敷有之候處に 東国之
御門頭に豊田と申仁有之候て 弥市郎方互二名
乗 同名と被存候哉 夫ヨリ何事茂無子細 御荷物
等二至迄勘過注1被申付候 益田二郎兵衛・豊田弥市郎・
金山太兵衛・安富三右衛門・糸賀與兵衛を河内様江
こなたヨリ御付置被成候 仍而右之者共ハ関ヶ原江之
御出張之御供ハ不仕候事

大谷権左衛門廣嶋為御留守居被為置 御用之辻
承候 為外間注2堀市郎右衛門 御始末方注3高德屋注4吉右衛門
被置候所二 関ヶ原事指発り候てハ 只様石見ヨリハ
御人数被召上候付 栗山三郎右衛門事宗栄様注5廣嶋一
御差留置被成候 然共上方之御出来 委敷不相聞
無御心元被思召 元祥様御様躰可被聞召と候て
栗山三郎右衛門儀は廣嶋より上方江被為差上候事
宅野不休事廣嶋江早々罷下 宗栄様御供仕

*1 勘過=手形を示して通関を許される事。手形によって番所・口屋等を通過すること。検査に合格すること。
*2 外間=情報担当の事か。
*3 御始末方=不明。
*4 高德屋=「屋」は衍字か。次頁13行目参照。
*5 宗栄様=益田元祥室。吉川元春女。慶長15年10月23日卒。法名芳春院花屋宗栄。

十月始益田迄御引取候て三嶋江先御退被成候而
山田公入次貴方御足を茂御休られ其上いつれ
江成共御越被成候へと於伏見二牛庵様不休へ被成
御意候當分ハ三嶋可然候無左候ハ、境之浦注7結句
紛能可有之と思召候兎角不休御差下候からハ
不休吟味仕とて召候事御意候如何トす哉
など御僉議半御両国ハ御案堵之由二而増野
藤右衛門被差下候二付山路様注8も三隅之大寺ヨリ
御呼寄増野藤右衛門ハ益田二被残置候十月廿五日
宗栄様・山路様・増野甲斐・宅野不休・大谷権左衛門
御供二而須佐迄先御引被成候て宗栄様ハ福万寺注9
山路様ハ古浄蓮寺注10邊之在家二御宿被成其外
原注11之内小身之者共数人被召連候内高德吉右衛門・
堀市郎右衛門・萩孫右衛門など別而苦勞仕候堀市郎右衛門
儀ハ御物才料仕同日御跡より里罷越候於福万寺
昼夜萩孫右衛門外額相守注12別而遂其節候

*6 山田= 3頁16行目参照。
*7 境之浦= 境港の事か。
*8 山路様= 不明。
*9 福万寺= 不明。
*10 古浄蓮寺= 浄蓮寺は最初上田万に高照山浄蓮寺を創建、後上三原に移り、更に慶長以前に現在地の松原に移転。
*11 原= 三原のことか。後原、長者原、黒段地か原の3つの原があるので三原と申し伝えた。その前は大原と呼んだ。
*12 額相守= 額は(たか)特に金銭の高、かぎり、さだめ、制限、員数。

山路様御乗物添二八波田野惣右衛門・増野五左衛門
 岩武
 與右衛門御供仕候事
 一 宇喜田左京殿注¹御返納注²催促手強被仕候由出来
 宗栄様被聞召付 宅野不休又益田江須佐ヨリ
 被遣 萬端之儀増野藤右衛門談合仕 遂其節候様
 二と被仰付候 御返納埒明候て藤右衛門・不休罷歸
 慶長五年極月注³朔日より増野甲斐に被差替
 増野藤右衛門・宅野不休兩人御代官職被仰付候事
 一 宗瑞様江長門・周防就御拝領 御家頼中江
 八ヶ国之時分御持懸り五歩耆注⁴宛御兩國二而八御配
 被成候御仕組二候 其節萬端秀元様・廣家様・牛庵
 様・福原越後様御心遣 尤渡邊飛驒様・林肥前
 様・二宮信濃様・榎本伊豆様なども被遂其節候
 然者牛庵様江八耆万式百石之御配當之前二
 候故 五千石八木部之岩瀧注⁵二而被為進候 残七千
 式百石八石見境二而可被遣候との儀二候 如是いつれ
 茂

*1 宇喜多左京=浮田成正。坂崎氏。
 *2 御返納=六ヶ国返租問題のこと。
 *3 極月=(ごくげつ) 12月の異称。
 *4 五歩耆=五分之一。
 *5 岩瀧=長門厚東郡荒瀧。

御配相調皆御礼未_レ行_レり後牛庵様御禮
 請を御延引二而被仰上候ハ石見境御預ケ之儀重疊
 御断申上候得共古郷之儀二候へハ自然之時注₆ハ石
 州二
 残居候者合力之心茂可有之候間 兎角石見
 境御預ケ可被成との御意二而此上之儀ハ一圓に
 御断茂難申上候条 左候ハ石見境二而三千石
 拝領可仕候 只今ハ上二御續被成苦敷峠にと御坐
 候間先余分之儀者少二て者御座候へ共 御臺所
 料之御指次二茂可相成候 兎角三千石よ里上者_(り上)
 拝領仕間敷候 二千石拝領仕候得者 妻子等下_(つかまつるまじく)
 人少々かくまひ相成事二御坐候 左候時ハ私望_(みせつらふとまじ)
 無他候と被仰上候へハ 宗瑞様御意二茂牛庵心入
 一方ならぬ事共二候 普代之者共茂足立どれ
 取留御頼二茂不思召候 此節引切無二之御奉
 公可申上共御覽不被付候處二西ノ丸御下城
 之砌牛庵無二之心入 兎角唯今被仰聞茂

*6 自然之時=万が一の時。

事新敷被思召候 八ヶ国之内御上表之六ヶ国
 御返納之儀ハ牛庵分別を以相調 其上周防・
 長門御持留被成 扱又高麗御陣注一之節茂蔚
 山注二江本唐人罷出 當家之陣を押崩候付而名
 護屋注三江注進之節 大名衆連判之出状 牛庵筆
 者二而相調候二付 太閤様御咎無之様に書直候
 段安国寺注四被承候て とかしの館注五二而弁慶が
 勸進帳 此上茂有間敷と被申 いきを突なかし
 被申之由二候 其後蔚山又しゆんてん注六破却二而
 せつかひ注七こせん注八ノ南北を先詰二可仕候通諸
 大名衆讚談候 當家ハ安国寺罷出 右之談
 合二議定候て連判二誓紙仕 蔚山ニ秀元・
 廣家其外普請被申付候半二 安国寺ヨリうる
 さん山の儀 右各かくの分ニ相談候条 早々破却
 せつかひ西生浦の普請被申付候様ニと被申越候二付 秀元・
 廣家其外打寄談合之所ニ 牛庵申候ハ 最早

事新敷被思召候 八ヶ国之内御上表之六ヶ国
 御返納之儀ハ牛庵分別を以相調 其上周防・
 長門御持留被成 扱又高麗御陣注一之節茂蔚
 山注二江本唐人罷出 當家之陣を押崩候付而名
 護屋注三江注進之節 大名衆連判之出状 牛庵筆
 者二而相調候二付 太閤様御咎無之様に書直候
 段安国寺注四被承候て とかしの館注五二而弁慶が
 勸進帳 此上茂有間敷と被申 いきを突なかし

被申之由二候 其後蔚山又しゆんてん注六破却二而
 せつかひ注七こせん注八ノ南北を先詰二可仕候通諸
 大名衆讚談候 當家ハ安国寺罷出 右之談
 合二議定候て連判二誓紙仕 蔚山ニ秀元・
 廣家其外普請被申付候半二 安国寺ヨリうる
 さん山の儀 右各かくの分ニ相談候条 早々破却
 せつかひ西生浦の普請被申付候様ニと被申越候二付 秀元・
 廣家其外打寄談合之所ニ 牛庵申候ハ 最早

*1 高麗御陣=文禄・慶長の役。豊臣秀吉が明遠征を目指す途上朝鮮半島で行われた戦い。文禄元年(1592)と慶長2年(1597)の両度に亘り派兵、慶長3年8月秀吉死去により終結。
 *2 蔚山=(うるさん、Ulsan) 韓国有数の工業都市。慶長2年黒田長政が蔚山倭城を築城した。(「温故」第23号参照)
 *3 名護屋=肥前国松浦郡名護屋(現佐賀県唐津市)にあった城。豊臣秀吉の文禄・慶長の役に際し築かれた。
 *4 安国寺=安国寺惠瓊(あんこくじ えけい) 戦国時代から安土桃山時代にかけての僧・大名。毛利氏の外交僧で、その後秀吉の信任を得、僧の身分のまま大名となった。
 *5 とかしの館=山伏姿の義経一行が奥羽へ逃れる途上、安宅の関で、関守富樫左衛門の詮議に対して弁慶は 16 東大寺再建の為の勸進を行っている」と述べ、持っていた巻物を朗々と読み上げる。歌舞伎の名場面で有名。
 *6 しゆんてん=順天(순천、Suncheon)。慶長2年宇喜多秀家外が順天倭城を築城した。小西行長が戦いの最後まで

安国寺御誓紙被仕候付、弥最前之辻被為作
 秀元・廣家ハ一同二うるさん破却ハ仕間敷ト
 申切、杉森下総を使二差出可然ト、牛庵達而
 申候二付、其分二申遣候へハ、諸大名衆最前各評
 定相替、然者兩条分二而太閤江相伺、御錠次
 第可仕候条、備前中納言殿注、ヨリ使者吉人秀元ヨリ
 吉人名護屋江渡り可申、伺と候て此方より包久
 内蔵之丞相渡り候所二、太閤右之次第被聞召
 蔚山・しゆんてん破却之儀、中々被仰付間敷候
 宰相・吉川申破り候て破却不仕之由、感恩召候
 若最前之辻二破却仕り候ハ、宰相事腹を
 可被為切ラ、奇特二茂不致同意之由、太閤御返
 事候、中々高麗二而茂兩度当家及滅亡候
 所を牛庵以分別無別條之由、安国寺歸朝
 二而濃々注¹⁰物語被聞召、即刻堅田大和を以其段
 牛庵江被成御意候、勿論御直二茂重疊注¹¹被仰聞候

安国寺御誓紙被仕候付、弥最前之辻被為作
 秀元・廣家ハ一同二うるさん破却ハ仕間敷ト
 申切、杉森下総を使二差出可然ト、牛庵達而
 申候二付、其分二申遣候へハ、諸大名衆最前各評
 定相替、然者兩条分二而太閤江相伺、御錠次
 第可仕候条、備前中納言殿注、ヨリ使者吉人秀元ヨリ
 吉人名護屋江渡り可申、伺と候て此方より包久
 内蔵之丞相渡り候所二、太閤右之次第被聞召
 蔚山・しゆんてん破却之儀、中々被仰付間敷候
 宰相・吉川申破り候て破却不仕之由、感恩召候
 若最前之辻二破却仕り候ハ、宰相事腹を
 可被為切ラ、奇特二茂不致同意之由、太閤御返
 事候、中々高麗二而茂兩度当家及滅亡候
 所を牛庵以分別無別條之由、安国寺歸朝
 二而濃々注¹⁰物語被聞召、即刻堅田大和を以其段
 牛庵江被成御意候、勿論御直二茂重疊注¹¹被仰聞候

居城した。日本軍西側の拠点であった。 *7 セつかひ=西生浦(ソセンポ-Seosaengpo)。蔚山南方、韓国東海岸の町。文禄元年加藤清正が築城。浅野幸長が本丸を修築。 *8 こせん=固城(コソ、Kosong)。慶長2年吉川広家外が築城。 *9 備前中納言=宇喜多秀家。豊臣政権五大老の一人。通称「備前宰相」。備前岡山57万4,000石の大名。文禄の役には大将として出陣、首都漢城に入り京畿道の平定に当たる。翌文禄2年(1593年)1月、李如松率いる明軍が迫ると、碧蹄館の戦いで小早川隆景らと共にこれを打ち破り、6月には晋州城攻略を果たすなどの武功を挙げた。この功により、文禄3年(1594年)に参議から従三位中納言に昇叙した。慶長2年(1597年)からの慶長の役では毛利秀元と共に監軍として渡海し、左軍を率いて南原城攻略を果たし、さらに進んで全羅道、忠清道を席捲すると、南岸に戻って順天倭城の築城にあたるなど活躍する。慶長3年(1598年)、日本に帰国し、秀吉から五大老の一人に任じられた。そして8月、秀吉は死去した。 *10 濃々=心細やかに。 *11 重疊=此上も

扱又先年金吾殿注1を隆景養子小早川と御契約相調
 家中引分之時益田景祥河内注2事被召仕者之内二候處二
 大閣ヨリ山口玄蕃殿注3を以隆景江益田修理注4事
 金吾殿江付可被申候左候ハ、為留守居名嶋注5二可被
 置候条知行壱万石名嶋近所二而望之所を可被
 遣候 知行之儀 此上ハ連々奉公次第二可被遣候間
 先右之辻二而名嶋二在番仕 九州二事出来候者筑前・
 筑後之人数を手二付 金吾殿御名代二何々口へ成
 有之候様は、候々之儀申上候に候間、御申上
 下総守赤尾隼人可被差下候間、彼者共申合其
 候由大閣被聞召付候付而、如此候由二候へ共牛庵兎
 角當家江之忠儀專一二存 金吾殿江ハ付き不申候而
 當家之家人となし候段 誠捨外実不淺候
 宗瑞様とくと御吟味被成候所二牛庵ハ毛利

扱又先年さてまた金吾殿注1を隆景養子小早川と御契約相調
 家中引分之時益田景祥河内注2事被召仕者之内二候處二
 大閣ヨリ山口玄蕃殿注3を以隆景江益田修理注4事
 金吾殿江付可被申候左候ハ、為留守居名嶋注5二可被
 置候条知行壱万石名嶋近所二而望之所を可被
 遣候 知行之儀 此上ハ連々奉公次第二可被遣候間
 先右之辻二而名嶋二在番仕 九州二事出来候者筑前・
 筑後之人数を手二付 金吾殿御名代二何々口へ成
 共罷出 国之様子至京都遂注進候ハ、則杉森注6
 下総守・赤尾隼人可被差下候間、彼者共申合其
 かせき仕候様二と大閣被仰渡候 修理事いまた若輩
 之儀二候得共 高麗都合戦之時 一日二両度手二逢
 候由大閣被聞召付候付而、如此候由二候へ共牛庵兎
 角當家江之忠儀專一二存 金吾殿江ハ付き不申候而
 當家之家人となし候段 誠捨外実不淺候
 宗瑞様とくと御吟味被成候所二牛庵ハ毛利

*1 金吾殿=小早川秀秋。左衛門佐、権中納言、従三位、号金吾中納言。天正10年(1582)木下家定(高台院の兄)の5男として近江国の長浜に生まれる。幼名は辰之助。元服して木下秀俊、天正13年(1585)羽柴秀吉の養子となり羽柴秀俊(豊臣秀俊)と名乗った。天正17年(1589)丹波亀山城10万石を与えられる。文禄元年(1592)従三位・権中納言兼左衛門督に叙任「丹波中納言」と呼ばれた。関白豊臣秀次家に次ぐ豊臣家の継承権保持者と見られていた。文禄2年(1593)秀吉家に秀頼が生まれ秀俊は文禄3年(1594)突然秀吉の命により小早川隆景と養子縁組させられ小早川秀秋となる。養子縁組を契機に隆景の官位が急上昇し中納言となり、以後五大老の一角となった。

*2 河内= 11頁脚注7参照。

*3 山口玄蕃=山口正弘

*4 益田修理=益田景祥。七内、修理亮、河内守、従五位下。

家ノ守本尊と生来られ候様ニ被思召之由御意
 被成被及御落涙候御代之時分ハ指而御意茂不被成
 於只今者牛庵心入有之程御挨拶之御返事ニも
 御こまり被成候との御意ニ而此上ハ兎ニ茂角ニも
 牛庵心次第二先当分ハ可被仰付と候而阿武郡之内
 須佐郷不残・小川郷不残・福田郷不残三村被遣候
 石辻三千九百石ニ而候九百石ハ村切ニ候間拜領被成候
 様ニと達而御意有之二付御請被成候事

慶長七年中二九百石ニ及御買地被成候所柄上田万
 之内福田之内徳佐之内生雲注⁷之内渡り川注⁸之内五ヶ
 所也

同年二宗瑞様初而大坂ヨリ御入国被遊千石御加増
 所柄弥富之内七百石、宇田一圓式百九拾石、惣郷
 之内八石趣ハ今度大久保石見殿被申上初而被聞召
 上候去年西ノ丸を木津江御下城被成候而御坐候砌
 大御所様より玄蕃事石見二残居御奉公申上候へ

*5 名嶋=天正15年(1587)島津氏を降伏させ九州を平定した豊臣秀吉は、筑前国や近隣諸国を小早川隆景に与えた。小早川隆景は立花山城の出城であった名島城を大改修して居城とした。隆景は養子の小早川秀秋に家督を譲り名島城から退去して三原城に戻り、秀秋は名島城の城主となった。慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの後、秀秋は岡山51万石に加増転封されたので、豊前國中津から筑前に入国した黒田長政が名島城を廢城とし近隣の福崎に新城築城を決定した。かくて名島城の建物・石垣は福岡城の資材となった。

*6 杉森=杉原の誤記(大日本古文書 益田家文書之二 196頁)

*7 生雲=山口県阿武郡阿東町生雲村。

*8 渡り川=生雲村東分渡川。

左候ハ、先知不殘可被遣候由被仰聞候得共、同心不仕二付
 然者河内事輝元江付候而相届、玄蕃事ハ石見二
 居留り候へ、毛利家普代之者二而も無之候、輝元
 二ヶ国之身躰二而ハ餘り人茂人間敷候条、左様に
 仕候へと被仰聞候へ共申切、無一之覚悟毛利ノ御家
 有限者御忘却有間敷之通被仰出、先御志之
 由御意二而拝領被仰付候地也
 右之様子ハ輝元様大坂西ノ丸を木津江御下
 城二而御坐候砌、大御所様ヨリ御内證之由二而大久保
 石見殿注²・彦坂小形部殿注³ヨリ数奇者少庵注⁴を使い二て
 玄蕃様へ被仰二ハ、輝元二ヶ国之身上二而ハ餘り人も
 人間敷候、河内を付候て輝元江相届、玄蕃事者
 石見二居留り御奉公申上候へ、然ハ先知行不殘可被
 遣之由被仰出候、玄蕃様御請二ハ、忝御説とも
 慥二承届候、如御意輝元當分人茂入不申節、其
 上私事毛利普代二而茂無之候、石見之國付之者二

左候ハ、先知注¹不殘可被遣候由被仰聞候得共、同心不仕二付
 然者河内事輝元江付候而相届、玄蕃事ハ石見二
 居留り候へ、毛利家普代之者二而も無之候、輝元
 二ヶ国之身躰二而ハ餘り人茂人間敷候条、左様に
 仕候へと被仰聞候へ共申切、無一之覚悟毛利ノ御家
 有限者御忘却有間敷之通被仰出、先御志之
 由御意二而拝領被仰付候地也
 右之様子ハ輝元様大坂西ノ丸を木津江御下
 城二而御坐候砌、大御所様ヨリ御内證之由二而大久保
 石見殿注²・彦坂小形部殿注³ヨリ数奇者少庵注⁴を使い二て
 玄蕃様へ被仰二ハ、輝元二ヶ国之身上二而ハ餘り人も
 人間敷候、河内を付候て輝元江相届、玄蕃事者
 石見二居留り御奉公申上候へ、然ハ先知行不殘可被
 遣之由被仰出候、玄蕃様御請二ハ、忝御説とも
 慥二承届候、如御意輝元當分人茂入不申節、其
 上私事毛利普代二而茂無之候、石見之國付之者二

*1 先知=先の(益田時代の)知行。
 *2 大久保石見殿=大久保長安。戦国時代の武将。武田氏、次いで徳川氏の家臣。江戸幕府勘定奉行、老中となった。
 *3 彦坂小形部殿=彦坂元正。初名は元成。小形部。彦坂光景の子。近江の代官職、五カ国(三河・遠江・駿河・甲斐・信濃)総検地の奉行、江戸町奉行、関が原の合戦で小荷駄奉行、伊豆代官(鉾山開発に従事)などを歴任。
 *4 数奇者少庵=安土桃山時代の茶人。天文15年(1546)~慶長19年(1614)。利休の後妻となった宗恩実名おりき(~1600)の連れ子。宗旦の父。幼名猪之助、後に吉兵衛、四郎左衛門と称し、始め宗淳、後に(次頁へ続く)

御座候條居留り御奉公可申上候へ共 近年輝元大
 分之知行をくれ被置候条 其恩送りに一身之仕
 合あわせ二而茂此砌ハ可相届覚悟二候條 其御断被仰上
 被下候へと御返事被成候へハ 其後石見殿・小形部殿石
 見為請取御下之節 尾ノ道迄温泉銀山之者迎二
 罷出候へハ温泉津ノ中尾平左衛門と申者二其方事
 急度罷歸候而 益田玄蕃留守家老之者に
 用談候條 銀山江早々罷出候様二申候へと被仰付
 増野藤右衛門・宅野不休銀山江罷出候へハ石見殿・小
 形部殿則御逢 大坂二而少庵を以被仰聞候通 又
 玄蕃様御返事之趣を茂具二被仰聞 其段遂
 披露候へハ兩人被差下儀候條 留守居之者共を
 よひ候て弥右之段を合点させ 何とそ玄蕃事
 石見二居留り申様二各致才覚候へと被仰出候條
 早々大坂へ藤右衛門・不休間吉人罷登候て玄蕃殿
 江此通申候へと被仰渡 被差戻候付而有福理右衛門と

御座候條居留り御奉公可申上候へ共 近年輝元大
 分之知行をくれ被置候条 其恩送りに一身之仕
 合二而茂此砌ハ可相届覚悟二候條 其御断被仰上
 被下候へと御返事被成候へハ 其後石見殿・小形部殿石
 見為請取御下之節 尾ノ道迄温泉銀山之者迎二
 罷出候へハ温泉津ノ中尾平左衛門と申者二其方事
 急度罷歸候而 益田玄蕃留守家老之者に
 用談候條 銀山江早々罷出候様二申候へと被仰付
 増野藤右衛門・宅野不休銀山江罷出候へハ石見殿・小
 形部殿則御逢 大坂二而少庵を以被仰聞候通 又
 玄蕃様御返事之趣を茂具二被仰聞 其段遂
 披露候へハ兩人被差下儀候條 留守居之者共を
 よひ候て弥右之段を合点させ 何とそ玄蕃事
 石見二居留り申様二各致才覚候へと被仰出候條
 早々大坂へ藤右衛門・不休間吉人罷登候て玄蕃殿
 江此通申候へと被仰渡 被差戻候付而有福理右衛門と

少庵と号す。利休切腹後、少庵ハ会津の蒲生氏郷に預けられた。3年後の文禄3年（1594）蒲生氏郷、徳川家康らの取
 り成しで豊臣秀吉の勘気もとけ京に戻り、本法寺前に地所を与えられ、大徳寺前にあった利休の旧宅茶室を本法寺前
 に移した。その後、宗旦に家督を譲り、家康から新知五百石で迎えられるが、これを辞退したといい、西山の西芳寺
 に「湘南亭」を建てて隠居。慶長19年（1614）9月7日、69歳で没。

申者御差上せ 右之趣玄蕃様江申上候へハ 弥最前
 被仰上候辻 無御相違候條 其段石見殿・小形部殿
 江茂申通 早々御子様方長門国江引取候様二と
 大坂ヨリ被仰付候付而 藤右衛門・不休事銀山江罷出
 其段申上候 翌年又大久保石見殿石州御下
 之時 佐世宗孚様注1・玄蕃様を御よひ候て御逢
 其時右之次第一々石見殿御物語被成候 而度
 玄蕃殿御請之通大御所様江申上候へハ 扱ハ
 石見之先知ヨリ長門之当知行能物と御意
 被成候 一両日先知行見申候処二大分之儀共二而 其上
 石見二而ハ無雙之知行二而御坐候を被差捨 輝元
 公江御届之所無比類候 罷上り候ハ、大御所様江
 茂慥可申上之由被仰候 如案 具二被仰上 宇喜多
 左京殿預り者共 悉押被取候段迄被申上 不残
 返し候へと可申渡之旨被仰出 其段左京殿江茂
 被申渡候て 御家中之者共乘馬・船・其外家財

*1 佐世宗孚= 9頁脚注1 2 参照。

忠左京殿ヨリ被差返候 於伏見大久保殿 宗瑞様
 御入国之時 右之段被仰出 先御知之由ニ而御知行
 千石御加増被仰付候 井原加賀様注²御使ニ而御自筆
 之御書御頂戴被成候 石見之御先知 只今御兩
 国並之御檢地ニ而拾貳三萬石茂可有御坐様ニ存候事
 御兩國ニケ所国境秀元様・廣家様・元祥様
 江御預之儀ニ候条 須佐ニ不斷馬持之者三拾人ハ有之
 候ニと元祥様被思召 於時御仕出之騎馬者常々
 之御嗜みニハ不相成候故 慶長七年ヨリ不斷馬持之もの
 益田二郎兵衛 益田又左衛門 益田八郎左衛門
 益田仁兵衛 増野藤右衛門 宅野不休入道
 金山与右衛門 大谷伊賀 長井長兵衛
 増野以雲軒 澄川平吉 波田野八兵衛
 増野十左衛門 山崎利兵衛 波多久右衛門
 益田上野助 益田宗慶入道 栗山市郎右衛門

*2 井原加賀様=井原元以。小六、大学、四郎右衛門、加賀守、彈正忠。「仕輝元公 新賜領知 建別家 寛永19年壬午 5月27日死」

石津権兵衛 仁保平兵衛 波田太郎右衛門
 栗山道印 堀市郎右衛門 田坂六次郎
 須子勘四郎 平川半兵衛 大谷吉左衛門
 小寺平右衛門 品川安右衛門 寺戸清左衛門
 品川又右衛門
 右八石州御領知之時分は騎馬數大分二而御坐候得共
 御国替二而八石州五步耆之御配 壹萬貳千貳百石
 之内三千九百石御拝領二而八千三百石者被差上候
 御上二茂御續兼被成 既二御両国茂御上表可被成との
 黒田如水様江為御使者牛庵様江林志六様被差添
 御談合有之程之御時節故 御臺所料之御差次二
 茂と候而被差上候二付 牛庵様御家中八石州二而
 百石已上者 拾步耆之御配 五拾石以下ハ少シ御差
 増候而御扶持被成付 御名字之衆九人茂大形
 御晦被申候 或ハ牢人 或ハ石州に居留り被相
 届候衆 無數御坐候 其外之者共ハ一村一郷と拝領二被

石津権兵衛 仁保平兵衛 波田太郎右衛門
 栗山道印 堀市郎右衛門 田坂六次郎
 須子勘四郎 平川半兵衛 大谷吉左衛門
 小寺平右衛門 品川安右衛門 寺戸清左衛門
 品川又右衛門
 右八石州御領知之時分は騎馬數大分二而御坐候得共
 御国替二而八石州五步耆之御配 壹萬貳千貳百石
 之内三千九百石御拝領二而八千三百石者被差上候
 御上二茂御續兼被成 既二御両国茂御上表可被成との
 黒田如水様江為御使者牛庵様江林志六様被差添
 御談合有之程之御時節故 御臺所料之御差次二
 茂と候而被差上候二付 牛庵様御家中八石州二而
 百石已上者 拾步耆之御配 五拾石以下ハ少シ御差
 増候而御扶持被成付 御名字之衆九人茂大形
 御晦被申候 或ハ牢人 或ハ石州に居留り被相
 届候衆 無數御坐候 其外之者共ハ一村一郷と拝領二被

定置候もの 或ハ諸所ニ要害等預ケ被置候もの共茂
 大形右之分ニ候故御供仕相届候内ヲ以如此被仰付候事
 一慶長七年ノ暮より同八年ノ春江かけ 百石
 前後御開作被仰付候 所柄徳佐ノ内 福田ノ内兩所也
 一慶長八年中に四百石余御買地被成候 所柄秋
 穂^あノ内末地^あ之内三ヶ所也
 合 六千二百石
 一慶長拾貳年増野藤右衛門江内檢被仰付 御家中
 一同二五ツ成^あ石に御定候 此石辻ハ如何程候哉承留無
 之候事
 一同年二八組^あ被仰付候事
 一慶長拾五年三井但馬殿 檢地被仰付候 七ツ成
 三步御西国一枝二相成候時 右之六千三百石を壹万
 貳千七百石ニ上り申候事
 一其後永代買地百九拾石壹斗五升四合ニ成候
 所柄ハ高佐^あニ而八拾三石八斗四升 大寧寺ノ日置隅^あ

定置候もの 或ハ諸所ニ要害等預ケ被置候もの共茂
 大形右之分ニ候故御供仕相届候内ヲ以如此被仰付候事
 一慶長七年之暮より同八年ノ春江かけ 百石
 前後御開作被仰付候 所柄徳佐ノ内 福田ノ内兩所也
 一慶長八年中に四百石余御買地被成候 所柄秋^あ
 穂^あ注1之内 末地^あ注2之内三ヶ所也
 合 六千二百石
 一慶長拾貳年増野藤右衛門江内檢被仰付 御家中
 一同二五ツ成^あ注3石に御定候 此石辻ハ如何程候哉承留無
 之候事
 一同年二八組^あ注4被仰付候事
 一慶長拾五年三井但馬殿 檢地被仰付候 七ツ成
 三步御西国一枝二相成候時 右之六千三百石を壹万
 貳千七百石ニ上り申候事
 一其後永代買地百九拾石壹斗五升四合ニ成候
 所柄ハ高佐^あ注5ニ而八拾三石八斗四升 大寧寺ノ日置隅^あ

*1 秋穂=現えびの町秋穂(あとお)。元吉敷郡秋穂町。
 *2 末地=
 *3 五ツ成=税率50%。
 *4 八組=益田家軍制。大蔵、市丸、立野、宇谷、友信、下小川、境、千足で、1組36人。いずれも田万川町に現存する地名。元和七年「四組」1組64名に変更され宇谷、市丸、須佐地、瀬尻となった(増野家文書12-4)。=
 *5 高佐=現萩市高佐(たかさ)。合併前のむつみ村高佐。

地二而百六石三斗壹升四合

都合壹萬貳千八百九拾石壹斗五升四合

一 慶長拾八年益田又左衛門・益田八郎左衛門・増野

藤右衛門・澄川庄兵衛・波田太郎左衛門・大谷伊賀六頭二而

御内檢如何程に候哉承留無御座候 此時御家中ハ

内證座替被仰付候事

一 元和六年之暮 元堯様江御家督御相續之時

右御配之事

千石 景祥様

但上田万江須佐郷之内橘注²を御引加候而被

進候と御書物二者有之候へ共 多分此千石之地

河内様江被進候ハ慶長拾四五年比二而可

有御座様二存候 慶長拾八年二右六人之

者共二御内檢被仰付候 翌年慶長十九年二

河内様ヨリ増野藤右衛門御やとひ被成 両田

万御踏せ候 然時ハ牛庵様御隠居ヨリ拾

地二而百六石三斗壹升四合

都合壹萬貳千八百九拾石壹斗五升四合

慶長拾八年益田又左衛門・益田八郎左衛門・増野

藤右衛門・澄川庄兵衛・波田太郎左衛門・大谷伊賀六頭二而

御内檢如何程に候哉承留無御座候 此時御家中ハ

内證座替被仰付候事

一 元和六年之暮 元堯様江御家督御相續之時

右御配之事

千石 景祥様注¹

但上田万江須佐郷之内橘注²を御引加候而被

進候と御書物二者有之候へ共 多分此千石之地

河内様江被進候ハ慶長拾四五年比二而可

有御座様二存候 慶長拾八年二右六人之

者共二御内檢被仰付候 翌年慶長十九年二

河内様ヨリ増野藤右衛門御やとひ被成 両田

万御踏せ候 然時ハ牛庵様御隠居ヨリ拾

*1 景祥様=益田元祥次男。七内、修理亮、河内守、従五位下。

*2 橘=尾浦立花のことか。

年茂前二河内様江被進たるものと奉存候 隆就御
 両国替候已後も牛庵様御心遣を以壹万三千
 石及まで御石茂のほらせられ候段可被記置候との
 御事かと奉存候事
 千石 牛庵様御隠居領
 但牛庵様御自筆二而此千石ハ牛庵死後
 譲り之儀牛庵可為任心と被遊元堯様江
 御渡候事 此所柄ハ多分宇生賀³二而可有御座候
 御隠居之節宇生賀³為御所務代 大谷六右衛門を隠居
 被仰付倅傳右衛門ハ御本家二被為置六右衛門被召連候
 しかと所柄覚不申候事
 百石 堅田元慶様御簾中様⁴江
 百石 児玉元恒様御簾中様⁵江
 右御臺様江之御景氣面貳百石ハ永代御買地之事
 合貳千百石御配當被成候事
 定残壹萬六百九拾石壹斗五升四合

*3 宇生賀=阿武町宇生賀 (うぶか)。

*4 堅田元慶様御簾中様=堅田元慶の妻は益田元祥の二女。法名千林院花岳宗春。

*5 児玉元恒様御簾中様=児玉元恒の妻は益田元祥の三女。法名長仙院実参宗悟。

元堯様江御相續之分

一 慶長拾八年元祥様いまた御家督之内
 公儀江被仰理候ハ末地少堀田可仕候 拾年過候て
 可申出候間 石守之上公役被仰付候様ニと候て堀田
 相調 寛永元年年数拾壹年ニ相成候ニ付被達
 上聞 児玉丹後殿江檢地被仰付候得共 貳拾石七斗
 壹升ニ踏被申候を 牛庵様御隠居以後 御本家様江
 被為進候付 是ハ元祥様・元堯様御居替之時分之

御配當ニハ不申候事

合壹万七百拾石八斗六升四合定

一 秀元様御両国萬端御再興之砌 寛永元
 年熊野藤兵衛殿 元和七八九・寛永四ヶ年之
 折合を以居檢地被仰付候 御両国不残所替被仰
 付候 併長府・岩国・須佐ハ御国境にて
 輝元様御両国御拝領之時 城所七ヶ所相極候節
 大御所様江茂其段被仰上 三ヶ所之儀ハ相極候間

元堯様江御相續之分

一 慶長拾八年元祥様いまた御家督之内
 公儀江被仰理候ハ末地少堀田可仕候 拾年過候て
 可申出候間 石守之上公役被仰付候様ニと候て堀田
 相調 寛永元年年数拾壹年ニ相成候ニ付被達
 上聞 児玉丹後殿江檢地被仰付候得共 貳拾石七斗
 壹升ニ踏被申候を 牛庵様御隠居以後 御本家様江
 被為進候付 是ハ元祥様・元堯様御居替之時分之

御配當ニハ不申候事

合壹万七百拾石八斗六升四合定

一 秀元様御両国萬端御再興之砌 寛永元
 年熊野藤兵衛殿 元和七八九・寛永四ヶ年之
 折合を以居檢地被仰付候 御両国不残所替被仰
 付候 併長府・岩国・須佐ハ御国境にて
 輝元様御両国御拝領之時 城所七ヶ所相極候節
 大御所様江茂其段被仰上 三ヶ所之儀ハ相極候間

*1 居檢地 = (すえけんち)
 *2 長門様 = 毛利秀就。(輝元長男)
 *3 長府 = 長府毛利家。元清(元就4男) → 秀元(輝元嗣子)
 *4 岩国 = 吉川家。吉川広家如兼。
 *5 宮ノ本 = 穴ノ本の誤記と思われる。

長門様之分三思召候石見境之儀弥以
 元堯様被召置候長府寛永御領三ヶ所不相替候事
 一寛永元年元堯様御領之内替り申所柄南
 前二而八す系末地・秋穂・徳佐・生雲之渡り川・宇田・
 惣郷者被召上候 福田茂宮ノ本 只今御本領御残置
 又新田糸賀松齊老上地 又猪毛小方内記殿
 上地を八御残置 其外八被召上候事
 右之替地南前二而八千崎・切畑。北前二而八弥富
 之内 是ヨリ弥富不残御領地ニ相成候事
 下小川者被召上替地両田万
 但両田万ハ河内様御領地ニ而御坐候所ニ問田御替
 地に渡り両田万ハ被召上御領地之事
 寛永貳年秀元様御改に堅田元慶様・
 児玉元恒様御簾中様御景氣面貳百石 是ハ
 永代御買地一所給り様者被召上候由ニ候事
 同年二元堯様江貳百八拾九石壹斗三升六合

を以長門様注²其分二被思召候 石見境之儀弥以
 元堯様被為置候 長府注³・岩国注⁴・須佐三ヶ所ハ不相替候事
 寛永貳年元堯様御領之内替り申所柄南
 前二而八す系末地・秋穂・徳佐・生雲之渡り川・宇田・
 惣郷者被召上候 福田茂宮ノ本 ^(六の本) 只今御本領御残置
 又新田糸賀松齊老上地 又猪毛小方内記殿
 上地を八御残置 其外八被召上候事
 右之替地南前二而八千崎・切畑。北前二而八弥富
 之内 是ヨリ弥富不残御領地ニ相成候事
 下小川者被召上替地両田万
 但両田万ハ河内様御領地ニ而御坐候所ニ問田御替
 地に渡り両田万ハ被召上御領地之事
 寛永貳年秀元様御改に堅田元慶様・
 児玉元恒様御簾中様御景氣面貳百石 是ハ
 永代御買地一所給り様者被召上候由ニ候事
 同年二元堯様江貳百八拾九石壹斗三升六合

*6 新田糸賀松齊老 =
 *7 上地=土地をお上に戻納すること。また、その土地。(上知)
 *8 猪毛小方=
 *9 千崎=
 *10 切畑=現防府市切畑。

引加都合巻萬千石二被成候事

右者石見以来御知行甲乙并所柄年寄
たる者共物語時々覚書仕置候付書立差
上候以上

十二月十五日 小国平左衛門

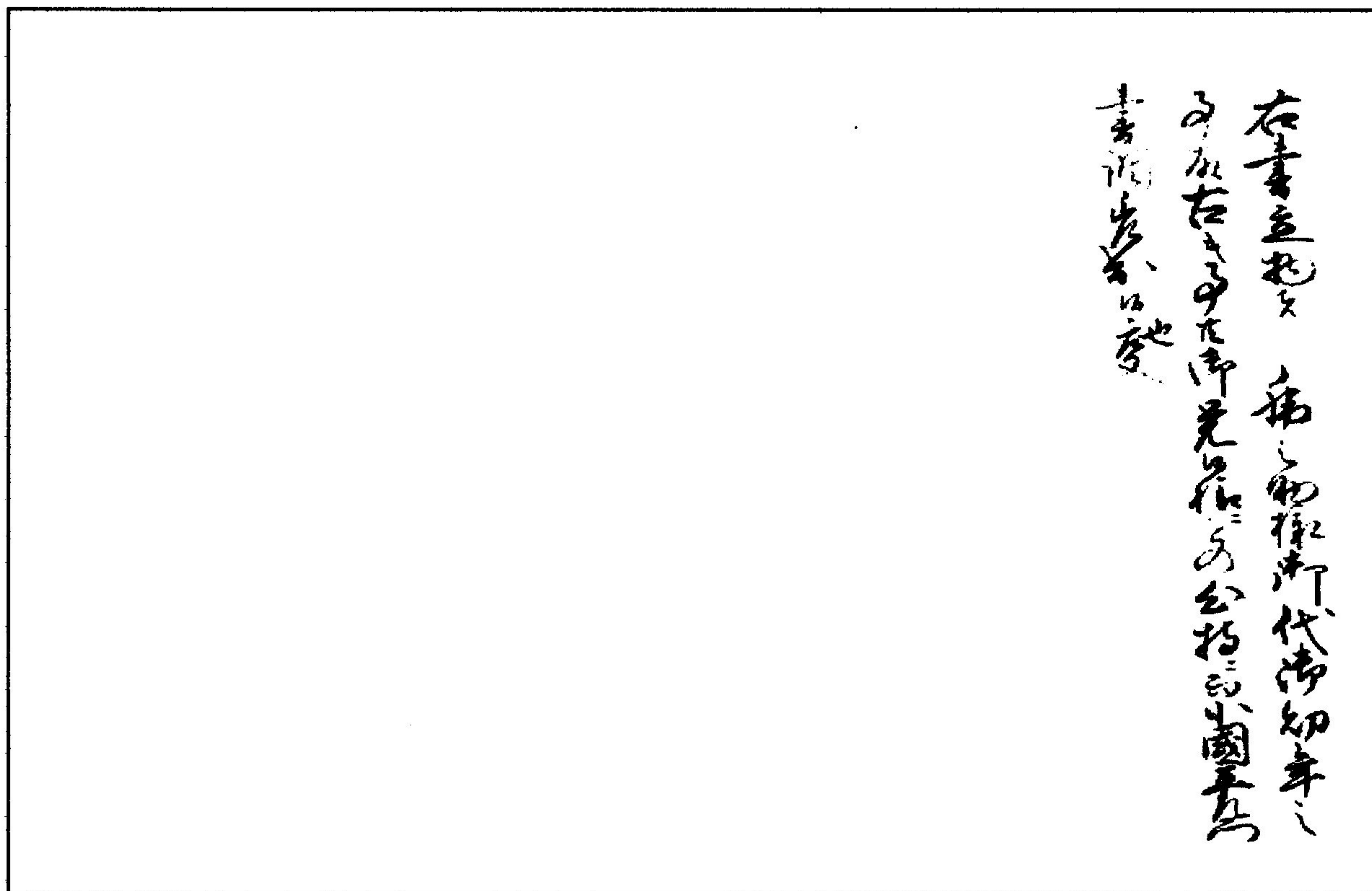
栗山半左衛門殿
石津傳右衛門殿
榎庄右衛門殿

御引加都合巻萬千石二被成候事

右者石見以来御知行甲乙并所柄年寄
たる者共物語時々覚書仕置候付書立差
上候 以上

十二月十五日 小国平左衛門

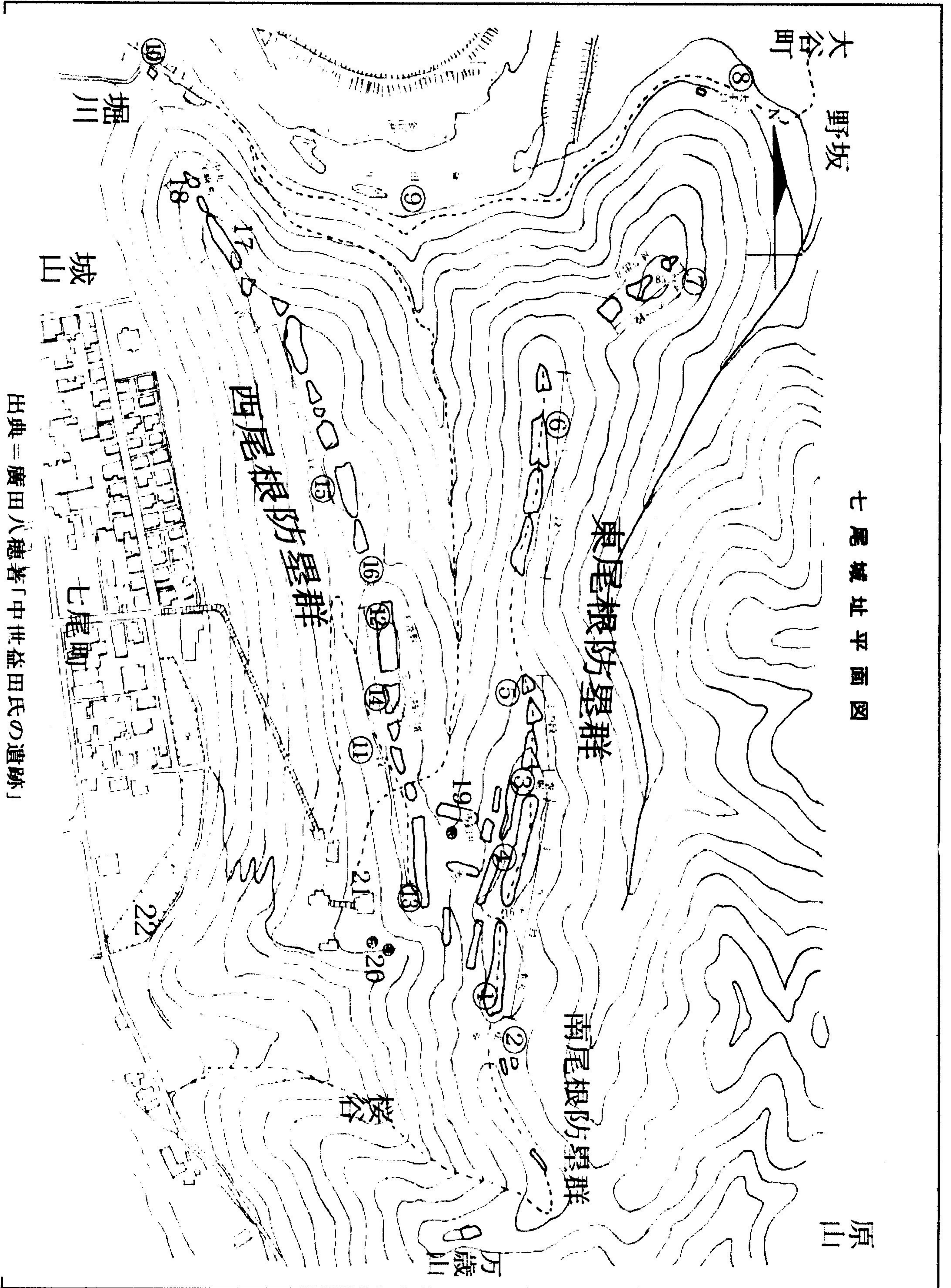
栗山 半左衛門殿
石津 傳右衛門殿
榎 庄右衛門殿



右書立物者 虎之助様^{注1}御代御幼年之事故 古き事共御覚候様二との心持二而小國平左衛門書調差出候也(事)

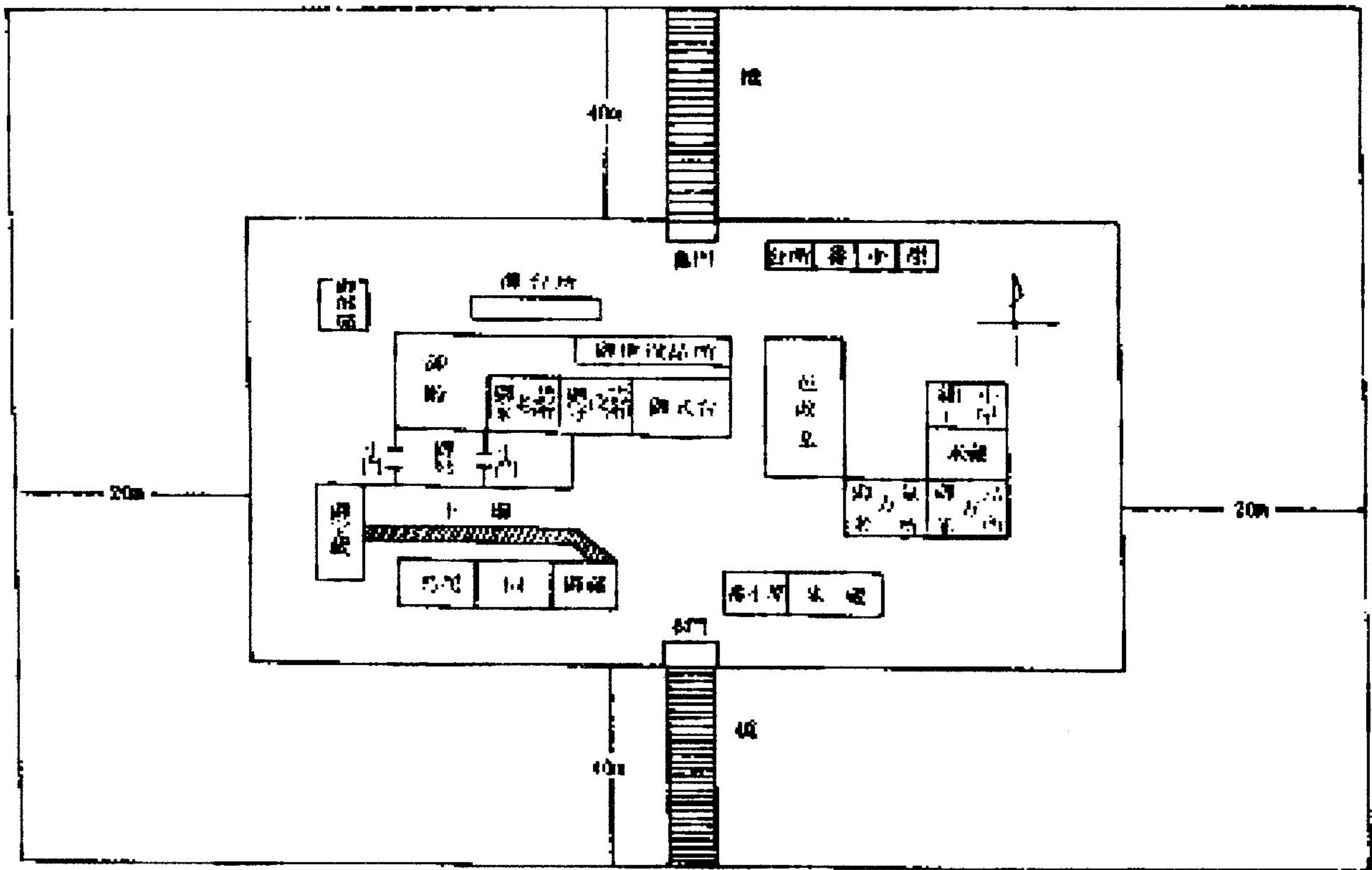
*1 虎之助様=第23代益田兼長。六之助、源之允、虎之助。益田就宣越中四男。延宝元年(1673)11月家督。延宝8年(1680)3月25日早世。14才。法名竜興院悟峯全桃。

補
注

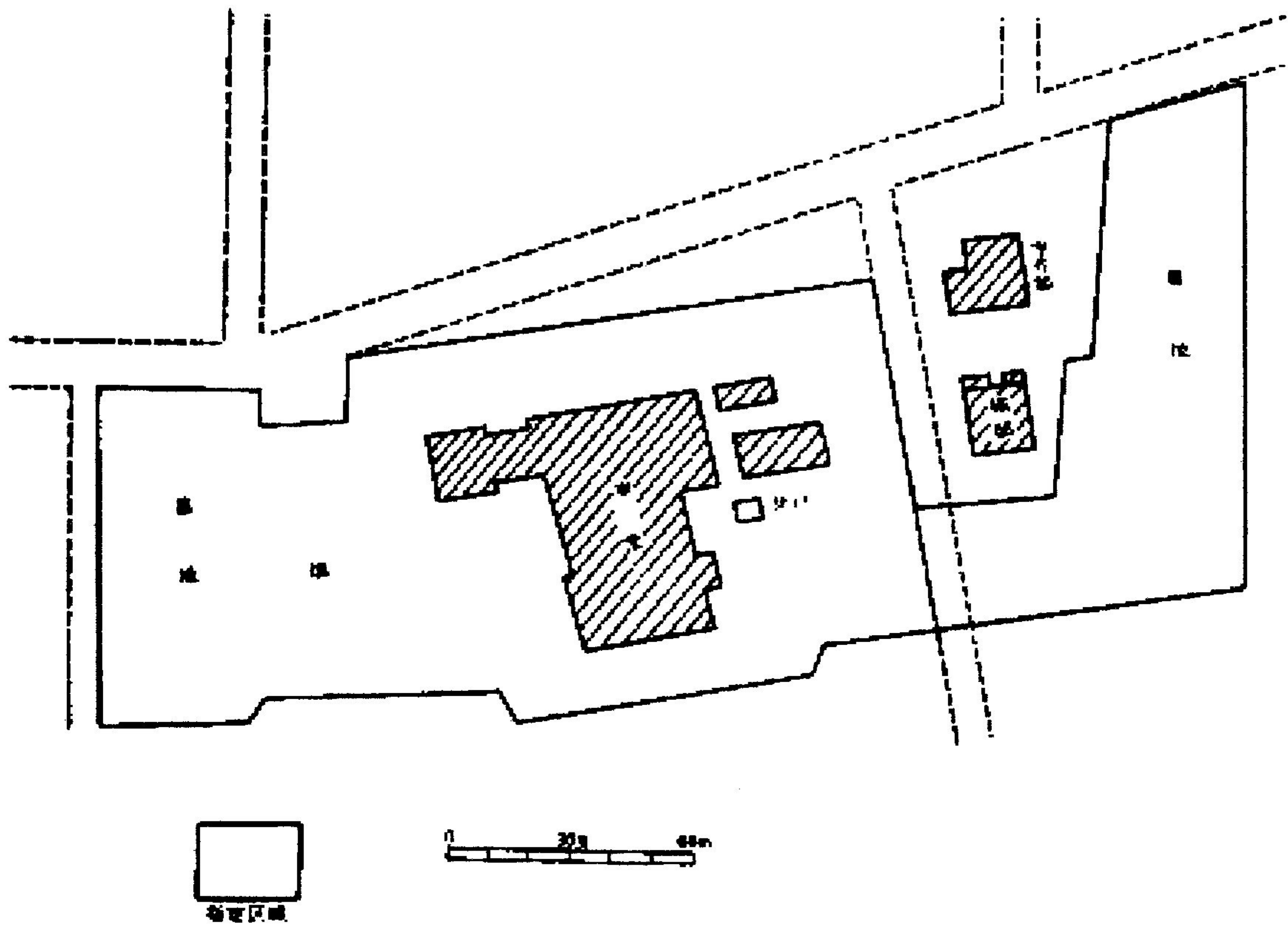


七尾城址平面図

出典＝廣田八穂著「中世益田氏の遺跡」



益田氏居館の御殿略図（須佐大塚音無氏蔵）



島根県指定「史蹟三宅御土居址」実測図

益田教市育委員会



図3 益田市地図 (出展=スパーマップル 11 中国道路地図、昭文社刊)

